

## 第 26 回 氷川参道歩行者専用化検討協議会

### ① 開催概要

日時	令和 7 年 3 月 11 日 (火) 10 時 00 分～12 時 00 分	
場所	大宮区役所 1 階 研修室 A・B	
	<b>【学識】</b> · 埼玉大学 理工学研究科 名誉教授 久保田 尚 · 埼玉大学 理工学研究科 准教授 小嶋 文	
	<b>【交通管理者】</b> · 埼玉県警察本部 交通規制課 課長 小野瀬 孝 佐々木 一郎 (代理) · 大宮警察署 交通課 課長 片貝 浩之 萬年 克己 (代理)	
	<b>【道路管理者】</b> · さいたま市 建設局 北部建設事務所 所長 安倍 勝仁 大和谷 敦史主査 (代理)	
出席者	<b>【沿線自治会】</b> · 吉敷町 2 丁目自治会 会長 星野 弘 · 吉敷町 3 丁目自治会 会長 松雪 三十二 · 吉敷町 4 丁目自治会 会長 渡辺 タカ · 浅間町 1 丁目自治会 会長 土屋 剛 · 浅間町 2 丁目自治会 会長 宮野 豊之 · 東町 1 丁目自治会 会長 小林 正利 · 仲町三丁目自治会長 会長 岡部 昌寿 · 下町明美会長 会長 小笠原 恒夫	
	<b>【協議会】</b> · 氷川の杜まちづくり協議会 会長 山田 とも子 · " 副会長 本島 紋次郎 · " 副会長 横山 好之 · " 副会長 大越 正和	
欠席者	· 吉敷町 1 丁目自治会 会長 関口 彰一 · 大門町 3 丁目自治会 会長 逸見 裕一	
配布資料	· 次第 · 委員名簿、席次表 · 資料 第 26 回氷川参道歩行者専用化検討協議会資料 · 参考資料 氷川参道歩行者専用化検討協議会設置要綱	

## ②議事要旨

発言者	内容
議題1 意見交換会の結果について	
●住民意見交換会での意見について	
委員	・住民意見交換会で、これまでの参道の歩行者専用化の経緯は説明したか。
事務局	・参道の歩行者専用化の目的や、これまでの取組の歴史的な経緯について説明したうえで、今回の社会実験の結果報告や今後の方針について説明した。
委員	・児童がマンション(グランドミッドタワーズ)から出て大宮小学校の裏門から登校している。このルートは道路幅員が狭く、児童の道路横断中に渋滞も発生している。参道の北区間の一部が歩行者専用化するならば、参道を経由して大宮小学校へ登校するルートに変更するよう促してはどうか。通学路の延長は、長くなったとしても20~30m程度ではないか。歩行者専用化が実現したら、歩行者にとって安全となる参道を活用してもらうように働きかけをすることを意識してほしい。
事務局	・小学校にも、通学ルートについて頂いた意見は話をしたい。
委員	・住民意見交換会は参加人数が少なく、参道について住民の関心が低いことが気になった。特に子供を育てる親世代の住民意見交換会への参加が少ないよう感じた。学校やPTAにはコンタクトをとっているか。
事務局	・大宮小学校と大宮南小学校については、教頭先生とコンタクトをとっている。社会実験期間中は、特に児童の親から意見は無かったと聞いている。 ・住民意見交換会にも忙しくて参加できない子育て世代などからも、意見の汲み取り方を考えたいと思っている。
委員	・住民意見交換会へ参加者が少ないということは、住民はある程度検討協議会に対し信頼を寄せてくれているとも言えるのではないか。
委員	・住民意見交換会では、検討協議会において住民の意見が伝わっているのか疑問の声も上がっている。 ・住民意見交換会への参加が少ないので関心が無いのか、検討協議会に信頼を寄せているからなのか確認した方が良いように思う。 ・例えば、住民はクルマで参道を利用せずとも代替ルートがあると考えており、了解が得られているなら良い。
委員	・吉敷町2丁目では、個人的には住民はいくらでも参道の代替ルートがあると考えていて、関心が薄いのではないかと感じる。
座長	・参道の歩行者専用化に向けて、住民には制約があることをある程度許容して頂いているとも考えられる。歩行者専用化の具体的方針が固まった段階で、改めて住民への確認は必要である。
委員	・自治会に属する人だけでなく、属さない人にも働きかけられるようにポスティングを行っている。重複したとしても、回覧とポスティングの両方で各種の情報提供を行い、参加者を増やすよう促してはどうか。 ・住民意見交換会で、参道の「歩行者専用化」という言葉は「歩行者天国」と勘違いし許可車両は通行して良いと認識していない住民がいるという意見があった。社会実験中、正義感にあふれた方が許可車両に対して通せんぼをした場面があったようだ。
座長	・「歩行者天国」も、交通ルール上は許可車両の通行が認められる。正しく交通ルールが周知できる工夫が必要である。
委員	・それぞれの自治会で総会が行われる時期である。住民の方に、参道の歩行者専用化について周知するには良い時期だと思う。参道の歩行者専用化の内容、言葉の意味を説明し、意見を収集してはどうか。

発言者	内容
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>周知の際に文面で歩行者専用化とあると、先ほどの意見（吉敷町3）のように誤解を招く可能性がある。歩行者専用化という言葉の後に、但し許可車両は通行可能など表記してはどうか。</li> <li>また、生活道路という表現だと住民のクルマが通行するイメージがあり、クルマ通行をどうしていくかという議論に戻ってしまう可能性がある。周知の際には言葉の取り扱いに十分注意する必要がある。</li> </ul>
●住民意見の対応案について	
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>仲町3丁目は、マンションが増加の傾向にある。役所の建築許可を出す部門では、参道の歩行者専用化について説明しているのか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>役所内の建築関係の部署には、参道周辺で建築行為が行われる場合は歩行者専用化になることを伝えるよう依頼している。また建築行為の前には氷川参道対策室を訪問してもらうよう伝えることも依頼している。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>南区間歩行者専用化方法の提案について、再度詳しく説明してほしい。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>一の鳥居から山車小屋の前までは歩行者専用化を先行して実施する。それより北の区間は、参道の南大通東線には車止めなどのデバイスを設置し、参道の一方通行は解除し行き止まり道路とする。そうすることで、山車小屋から南大通東線の区間に用があるクルマは自由に出入りできる。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>自分が提案した案であるが、考えを説明すると山車小屋から南大通東線の区間を右折して入ってくるクルマは南大通東線に抜けることが目的であるので、デバイスを設置すると自然に通過するクルマがいなくなると考える。また、この区間は許可証が必要なお宅は3軒と少ないが、事業者の関係車両や訪れるお客様が多い。許可証の発行がいらないと区間に位置する事業者さんも運営に支障が無くなる。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>3軒のために特別扱いするのはどうなのか。訪れる客のことや親戚のことなど考えるとキリがない。</li> </ul>
座長	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記案は検討に値する案である。</li> <li>補足すると、交通ルールとしては一の鳥居から山車小屋までの歩行者専用化区間は、歩行者はどこを歩いても良い。許可車両は入ってくるが徐行しなければならない。</li> <li>山車小屋から先は、行き止まりだが普通の道路なので歩行者は右側を歩かなければならず、歩行者優先というルールも適用されない。しかし、出入りするクルマは沿道に面する3軒分と少ないので、実質的には歩行者優先となるという考え方である。</li> </ul>
議題2 今後の方針について	
●方針案について	
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>ゴミの収集車は、今まで通りのルートで変更は無いのか。参道を通るのであれば、参道を走行する距離を最短とするようなルートを考えてはどうか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>ゴミ収集車などの車両は、法令に基づき、市町村の許可を得ている場合、車両通行禁止の標章から除外されている。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>吉敷町2丁目の参道から斜めに出る通りでは、区役所南の信号までスピードを出すクルマがある。10km/h制限などはできないか。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通規制としては、最高速度10km/hの規制はできない。過去には20km/h規制などの標識もあったが、現在では最高速度の規制は30km/hが下限値である。</li> <li>しかし、運転者としては安全運転が義務である。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>吉敷町2丁目には、ポールを立てて幅員を狭めている箇所があるが、クルマの速度は落とされているようだ。ドライバーとしては注意が必要で面倒だが、物理的な速度抑制策が効果的である。</li> </ul>

発言者	内容
座長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・細街路の安全対策は、ゾーン30プラスを考える方向でお願いしたい。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北区間の方針は、片倉新道より北が許可車両のみ通行ということか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北区間は、片倉新道より南の部分を先行して歩行者専用化し、許可車両のみ通行とする。また、片倉新道より北の区間は現状の交通のままで引き続き検討を行う区間である。</li> </ul>
座長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歩行者専用化は、検討協議会において住民の皆さんと合意が取れる所から少しづつ実施する方針でこれまで進めてきた。論点の残る箇所については、今後も引き続き検討していく。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南区間の歩行者専用化実施区間の説明について、住民意見交換会と説明の文言は一緒だが着色区間の表現方法が異なっている。</li> <li>・状況の変化が無いのであれば、誤解を招かないように住民意見交換会と同じ表現方法としてはどうか。</li> <li>・住民の同意を得ずに変更したように見えることを懸念している。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまで、沿道事業者と個別に相談を継続し、調整がつく見込みとなつたため、意見交換会と表現方法を一部改めた。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・段階を踏んで歩行者専用化の区間を決めていくと分かれば、住民の納得も得られると考えられる。資料のコメントには、経緯などを丁寧に書いていただきたい。</li> </ul>
座長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご意見のとおり、南区間の歩行者専用化実施区間の表現方法については、調整の経過など丁寧に記載したうえで方針を示していただきたい。</li> </ul>
座長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改めて方針を整理すると、北区間は片倉新道までの一部区間を先行して歩行者専用化とする。南区間は調整中であるが全区間を歩行者専用化の方向とし、沿線住民の関係車両の通行についての考え方を整理出来次第、歩行者専用化を実施する。</li> <li>・残った論点については来年度の歩行者専用化の決定まで検討協議会で議論することで良いか。</li> </ul> <p><b>※別紙を参照</b></p>
一同	<ul style="list-style-type: none"> <li>・異議なし</li> </ul>
座長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の方針について決定したこととする。</li> <li>・今後の方針を受け、今後市長へ協議会としてのお願いを書面にして提出する予定である。文面案を確認して頂きたい。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・方針について、北区間の残り区間についても、引き続き検討することを示しておくべき。お願いの書面にも、同様の文章を盛り込んではどうか。</li> </ul>
座長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの検討協議会での議論では、参道の歩行者専用化は氷川緑道西通線が整備されないと難しいということであった。よって、氷川緑道西通線の整備が完了したら、参道を歩行者専用化するということで取り組んできている。そのような前提で1999年から歩行者専用化の検討を進めてきたことを書面に記載いただきたい。</li> </ul>
一同	<ul style="list-style-type: none"> <li>・異議なし</li> </ul>

## 別紙

### 北区間



**一部区間の歩行者専用化を先行して実施**  
(緊急車両は車止めを外して通行可能)

歩行者専用化実施済区間  
横断可能

### 南区間



**歩行者専用化の実施**  
(緊急車両は車止めを外して通行可能)